

台湾総督府国語学校の設立と言語教育の推進

王 秋 陽

1 はじめに

1895年（明治28年）6月、学務部長心得として台湾に渡った伊沢修二は、日本の新領土における日本語教育を開拓するために、教育制度の計画書として（1）「台湾教育の方針に関する意見書」、（2）「学務部施設事業意見書」、（3）「台湾学事施設一覧」を提出し、50年にわたる台湾における植民地教育の形成と発展に大きな影響を与えた。計画書の中で、最も喫緊の課題としては日本語教授と教員養成を遂行するための教育機関の設立が取り上げられた。これにより、教員養成と植民地教育の研究を趣旨とする台湾総督府国語学校と、日本語教授を目的とする国語伝習所が設立された。

従来の研究では、政治面や制度面から台湾における植民地教育を研究したもの¹が多数に見られるが、その教員養成と日本語教育の実際面についての考察や分析が十分になされたとは言えない。そこで、本稿では台湾総督府国語学校の設立とともに展開された教員養成と、国語伝習所の教員として赴任した教育者が直面した言語教育の環境、そして言語教育の問題点を解決するための教授方法についての研究といった点を、教育者が行った教育活動に焦点を当てて検討することにより、その実態を明らかにしたい。

2 台湾総督府国語学校の設立と教員養成

日本による植民地統治が始まった翌年の1896年（明治29年）3月31日、台湾総督府国語学校は伊沢修二の構想の下で、台湾総督府直轄諸学校官制²（勅令第94号）の発布によって設立されることとなった。国語学校は「国語」という校名にも示されているように、日本国民として身につくべき「国語」を台湾人³に教授することを本旨とし、そのための教員を養成し教育方法を研究する教育機関であった。国語学校の設立には、日本の台湾領有により日本国民となった台湾人に施されるべき「国語」教育を体系的に推し進めていくという意図があったので、この国語学校と並行して台湾全島の14か所に国語伝習所を開設することも予定され、「日本語の伝習の途を開き、以て施政上の便を謀り、進で教化の基を立て」⁴ることが図られた。

ところが、国語学校の設立は確定されたとは言え、まだ社会の秩序が安定しておらず、正式な校舎などの設備もなければ、異民族に対する「国語」教育の経験もほとんどなかったので、師範

部と語学部の生徒が正式に募集されるまでの約一年間は、日本語教育の研究や実施がなされた芝山巖学堂を仮の国語学校とし、伊沢の主導で日本内地から募集してきた講習員を国語学校の生徒に当て、日本語教師として各地の国語伝習所に派遣するため、短期間の台湾語⁵学習を中心とする授業を行った。

国語学校は、後に台北の発祥地である艋舺の学海書院に事務所が置かれ、南門街に校舎が新築されるに従い、校務運営も次第に軌道に乗るようになり、台湾教育令が公布された1919年に台北師範学校と改称されるまで、言語を異にする台湾人に日本語を教授するという「国語」教育における指導的な役割を果たしていた。

2-1 伊沢修二による教育計画

台湾総督府による始政式が行われた翌日、大稻埕に看板を掲げ学務部の教育事務を開始した伊沢は、1897年になって教育予算の削減問題で民政局長水野遵（1851-1900）と対立し、学務部長の非職⁶を命じられた。国家主義教育の理想を植民地教育の開拓に託し渡台した伊沢は、2年間ほどの短期間でその教育開拓の任務を解除された。しかし、国語学校の創立から国語伝習所、公学校へと発展していった軌跡からも明らかなように、50年間を通じた植民地下の台湾における教育体制の基礎はほぼ彼の構想した教育計画に沿って構築された。

ところが、伊沢の教育計画は最初からはっきりと確定されたものではなかった。渡台前に「言語の通ずることに力を尽し而して後漸次彼等の脳裏の開拓に取り懸かる」⁷と豪語していた伊沢は台北に到着してみると、「脳裏の開拓に取り懸かる」ことができるどころか、「言語の通ずること」さえも困難を極める窮状に陥った。

そこで伊沢は即刻、「日本語を輸入し繁雑なる漢文学に代ふる」という考えを一変し、「新領地人民ヲシテ、速ニ日本語ヲ」、「本土ヨリ移住セル者ヲシテ、日常須要ナル彼方言」⁸を習わせる方法を設ける必要があるとし、教育計画を「目下急要ノ教育関係事項」と「永遠ノ教育事項」の二つの項目に分けた上で、新領地台湾教育の方針に関する意見書として、台湾総督樺山資紀に提出した。その要点をまとめてみると、次の〈表2-1〉のようになる。

〈表2-1〉台湾教育の方針に関する意見書⁹（1895年6月20日頃提出）

項目	内容	
目下急要ノ教育関係事項	①教科書の編輯	近易適切ナル会話書ヲ編輯スルヲ要ス。之ニ要スル人員ハ、彼方言ニ通ズル者、支那南辺語ニ通ズル者、英仏又ハ独語ニ通ズル者、和漢文学ニ通ズル者トス。
	②日本語教育と台湾語教育の実施	日本語及彼方言伝習ノ途ヲ開クヲ要ス。之ニ関スル設備ハ官衙等不用ニ属スルモノヲ以テ伝習所ニ充ツベシ。通訳官ヲ以テ其教員ニ充ツベシ。日本語伝習生ハ主トシテ新領地人民中ノ官吏志願者、又ハ中等以上ノ地位アル者ノ子弟、彼方言伝習者ハ主トシテ総督府ノ所属員、又ハ総督府ノ許可ヲ受ケタル者、伝習所外ニ於テモ日本語伝習ノ途ヲ開クベシ。

永遠ノ教育事項	③教員養成	師範学校ノ分、校舎校地ハ官衙等ノ不用ニ属セルモノヲ以テ之ニ充ツ。学校長ハ本土ニ於テ教育上ノ経験アル教育家ヲ以テ之ニ任ス。教員ハ日本語学ニ通ズル者、高等師範学校又ハ東京師範学校ヲ卒業セシモノ、其他適當ノ資格アルモノ、生徒ハ内地人ニシテ尋常師範学校ヲ卒業セシ以上ノ者、新領地人民ニシテ従前県試ヲ経タル以上ノ者。
	④普通教育の推進	模範小学校ノ分、校舎校地ハ前ニ同ジ、教員ハ師範学校ノ上級生又ハ其卒業生ヲ以テ之ニ充ツ。但最初ハ極テ速成ノ者ヲ用フ。生徒ハ最初ハ中等以上ノ人民ノ子弟ヲ入レ、漸次下級ノ人民ニ及ボス。

台北で一週間ほど教育事務に取り組んだ伊沢は、台北で教育を受けられる対象を見つけるのは無理だと判断し、6月26日になって学務部を八芝蘭士林街付近の芝山巖に移転し、そこで約四か月の日本語教育を行った。この間の成果が、『日本語教授書』（台湾総督府民政局学務部、1895）と『新日本語言集甲号』（同前、1896）の出版である。

芝山巖における日本語教育に自信を得た伊沢は、自分の考案した教育計画をさらに具体化し、学務部施設事業意見書として民政局長水野遵に提出した。その要点を整理してみると、次の<表2-2>のようになる。

<表2-2>学務部施設事業意見書¹⁰（1895年7月20日頃提出）

項目	内容
①教育に関する事	1. 日本語学校（分ちて国語伝習所及教員講習所とす）を設立し、将来教員たるべき者、若は吏員に採用すべき本島人生徒に日本語を教授すべし。 2. 内地人にして通訳等に従事する者に、土語を教授することあるべし。
②図書編輯	1. 新領地用の会話篇を編輯して、本島人に日本語を教へ、内地人に土語を伝へ、以て彼我の思想を交通すべし。 2. 本島用の各種教科書を編輯出版し、竝に本島の地理歴史等を調査して新領地誌を編輯し、施政上の参考に資すべし。
③教員講習所設立要項	1. 本所は速成を期し各地方の（一）小学校長若は教員たるべき者、（二）国語伝習所長若は教員たるべき者を補充するを以て目的とす。 2. 講習生の資格は、（一）内地に於て小学校の教員たることを得べき総ての資格を有し、（二）身体強壯にして本島の暑熱瘴癘に堪へ、（三）言語明亮にして多く方言訛語を交へず、能く国語の教導を為し、（四）家事の係累なくして、五箇年以上本島の教育に従事すべき契約を為し得る者たるべく、其募集は内地に於て之を行ふものとす。 3. 講習すべき学科は、（一）土人教育の方案、（二）本島普通の言語及文章、（三）国語伝習方案の三種とす。

芝山巖学堂で「新領地人民の子弟を集め日本語を教授し又其地近傍の学者進士など、交際し傍新領地用の会話篇を編輯」¹¹するなか、伊沢は文字言語の漢字と音声言語の台湾語による対訳教授法を確立し、また将来の教育事業を展望し、日本において小学校教員の資格がある者を国語伝習所の教師として養成する考えを明確にし、「本島の暑熱瘴癘に堪へ」、「言語明亮にして多く方言訛

語を交へず」、「本島の教育に従事すべき契約を為し得る」ことが、その条件として挙げられた。芝山巖学堂における日本語教育が緒に就くと、伊沢は教育事務を楫取道明などの学務部員に託した後、10月29日に日本語を教える教員を募集するため、台南の安平から上京した。

東京に戻った伊沢は、間を置かずに11月14日の『大阪朝日新聞』に、12月初旬までに100名の台湾語研修生と50名の日本語教員志望者を募集する広告を掲載した¹²。最初は芝山巖学堂を教室と寄宿舎に充て、国語学校が12月に開設される予定であったが、民政局長の水野から募集人数に対する異議が唱えられたりしたため、事務的に種々の折衝を重ねた¹³結果、翌年の2月12日ようやく文部省修文館内に臨時学務部出張所を設置することとなり、講習員募集を正式に始めた。

この時期に台湾学事施設一覧が伊沢によって作成され、総督府講習員を募集することと、師範部と語学部から構成される国語学校を設立することがさらに明確な内容で示された。その要点を提示すると、〈表2-3〉のようになる。

〈表2-3〉台湾学事施設一覧¹⁴（1896年1月以降の作成と推測される）

項目	内容
要 急 事 業	<p>①総督府講習員（目下第一回募集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的：国語伝習所、師範学校等の教員と土人に直接せる官衙の吏員とを訓練するにあり 2. 甲種（教員となるべき者）：五十名 学科：土語、国語教授法、土人教育方案、体操、唱歌等 3. 乙種（吏員となるべき者）：二十五名 学科：土語、支那尺牘及公牘、体操等
永 久 事 業	<p>②総督府国語学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 師範部 目的：将来国語伝習所、師範学校の教員及小学校の校長となるべきものを養成す 学科：修身、教育、国語、漢文、土語、地理、歴史、数学、簿記、理科、唱歌、体操 2. 語学部 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本国語学科 目的：土人の青年学生に国語を教へ兼ねて須要の教育を施し将来台湾に於ける公私の業務に就かしめんとするにあり 学科：修身、読書、国語、作文、習字、算術、簿記、理科、唱歌、体操 (2) 土語学科 目的：内地人の青年者に土語を教へ兼て須要の教育を施し将来台湾に於ける公私の業務に就かしめんとするにあり 学科：修身、土語、読書、作文、習字、算術、簿記、地理、歴史、唱歌、体操

要急事業としては講習員、永久事業としては国語学校がまず第一に取り上げられていることから分かるように、教員の養成が言語教育を推し進める上では欠かせない決定的な条件である。講習員の募集が正式に決定した時は、ちょうど楫取道明などの学務部員六名が芝山巖事件¹⁵で遭

難した直後の時点であるため、伊沢は「応募者中或は躊躇する者もあるか」と心配していた。ところが、部員遭難のことを如実に話して「禍難を慮つて中止を希望するならば、ソレは一向差支無い事」を伝えた結果、「一人も後込をする者なく、皆勇んで希望の意を表した」ということを、伊沢は意外に感じ、教育の前途に希望を持ち続けることができたという¹⁶。

2-2 講習員の台湾語教育

予選に合格した講習員の応募者は、1896年3月文部省修文館に召集され、二次試験を経て、最終的には45名の採用が決定された。45名の講習員は全員師範学校の卒業生で小学校教育の経験者であった。第一回講習員の坂根十二郎は、文部省で行われた二次試験のことを次のように回顧している。

二十五日午前九時文部省修文館に至る、講習員募集委員は文部書記官寺田勇吉氏なり、又試験官は伊沢学務部長直接之を行ふ、試験科目は漢文和訳、和文漢訳、発音試験即ち五十韻、濁音、半濁音、捉音、特にチャ、チイ、チュ、チエ、チヨ及サシスセソ、又人物試験即ち口頭問答等なり。¹⁷

<表2-2>と<表2-3>にまとめられているように、講習員の募集は国語伝習所で日本語を教える教員を訓練することが目的で、「言語明亮にして多く方言訛語を交へず、能く国語の教導を為す」のが条件であるため、「五十韻、濁音、半濁音、捉音」などに関する日本語の発音試験が課されたのは、ごく自然な配慮と思われる。しかし、ここで注目したいのは「漢文和訳」と「和文漢訳」の試験である。これがなされたのは、即ち台湾における日本語教育に不可欠とされる漢字漢文の使用能力を重視した伊沢の態度によるものであった。伊沢は帰京する前、台南で宣教師で教育家のパークレーに面会した時に、漢字の効力について次のように述べている。

支那にも台湾にも日本にも、漢字といふ利器がある、漢字で書きさへすれば大概な要件は弁ずる、現に我等が渡台して、兎も角従軍中から通弁なしに用務を弁してをるのは、全く漢字の効力である、故に漢字を媒介として日本語を教へたならば、ローマ字の如き迂遠な方法とは異つて、奏功必らず疑ひなしと云ふ意見であつた。故に、第一に台湾教育は漢字に依るといふ方針を立て、実行したのであつた。¹⁸

伊沢は「漢字といふ利器」を、芝山巖学堂において「近傍の学者進士など、交際」しているうちに発見し、それを日本語教育の実践に応用したことから、「台湾教育は漢字に依る」という漢字擁護論を固めたと思われる。

これを背景に採用された「漢字漢文も一ト通りは出来る」という45名の講習員は、1896年4月11日に台北に到着し、そして4月15日から7月1日の卒業式まで芝山巖において約二か月半の講習訓練を受けた。伊沢が卒業式に発表した演説¹⁹に基づいてその講習科目の内容をまとめると、〈表2-4〉のようになる。

〈表2-4〉芝山巖における講習員の講習科目

学科	内容
①台湾語	台湾土語は世人も知る如く、支那南部廈門語の系統に属し、學術上最困難なるにも拘はらず、短日月の学習にて、大抵普通の談話に通じ、教授上差支なきまでに至れり。先づ八声の區別より始め、漸く会話に及ぼし、小学校用書の翻譯に至れり。
②日本語教授法	先づ教授の理論を受け、後其理論に基きて、各自に教授案を作らしめ、且つ本島學生に就き、實地に授業をなさしめ、其の得失を批判して、益々其上進を図れり。
③支那公用文	支那公用文は誠に僅の日数にして、十分なることは為し能はざりしも、公文及尺牘十八篇を掲げ、各其例の一斑を示したれば、是にて一通の事は心得しむることを得たり。
④体操	体操は兵式体操の徒手・各個教練・柔軟体操・執銃各個教練の全体を一通教授したり。
⑤唱歌	唱歌は随意科として温習せしむ。
⑥博物学及衛生法	博物学は東京において、一二の博士学士に依頼して講習せしめ、動物剥製植物の腊葉等の法を實物に就き教授したり。 衛生法は（中略）当地に適したる衛生法は勿論、救急療法の一斑に至るまで、嘗て此地に在りて経験に富みたる、陸軍軍医に託し講習せしめたり。

二か月半にわたる講習の科目は東京で受けた博物学及衛生法を除き、①台湾語、②日本語教授法、③支那公用文、④体操、⑤唱歌の計五科目であった。しかし、当時は国語伝習所の設立を目前に迫られていることもあって、時間の大半が台湾語の発音と会話の練習に使われたというのが実状であった。第一回講習員の加藤元右衛門の回想によると、

講習は台湾語を主とす。教師は、前年当学堂にて日本語伝習を受けたる、柯秋潔、陳兆鸞、朱俊英、葉寿松、張柏堂の五氏なり。先づ八声より入りて会話に進み、簡單なる翻譯をもなせり。公用文は吉島俊明先生講師たり。又各自日本語教授案を作りて提出せしに、伊沢先生は詳細に訂正批評せられたり。實地授業の研究にも先生は何時も熱心に批評せられたり。²⁰

というように講習の概要を紹介している。芝山巖学堂で日本語教育を受けた台湾人生徒の柯秋潔などを教師とし、「八声より入りて会話に進み、簡單なる翻譯」を学習した後、それを用いて「日本語教授案を作りて提出」したという段取りである。『台湾教育沿革誌』には講習の状況について

の伊沢の報告²¹があるが、これも台湾語の学習状況についての描写が大部分であった。その内容をまとめると、次の〈表2-5〉のようになる。

〈表2-5〉講習の状況についての伊沢の報告

科目	時間	内容
①台湾語	4月15日～6月22日	土語には往々五十音以外の発音及八声等の区別あり、之が為には講習員一同苦心せしが、其の進歩著しく、四月末の試験に於ては、頗る良好の成績を得たり。
②日本語教授法	5月1日～6月22日	五月一日より日本語教授法を加へ、又同日より土人学生の授業を参観せしめ、八日より輪番に授業を受持たしむ。日本語教授書の講義の進むに従ひ、講習員をして各自教案を作らしめ、一々点検是正し、不良なるものは改作せしむ。猶講習員教授の際は、土人学生は練習の為、一切日本語を用ふるを許さざりしが、講習員は大部分能く土語に熟し、大抵の教授用語に差支などなかりき。
③支那公用文	6月23日～6月30日	二十三日より吉島俊明を教師とし、台湾公文尺牘文の講義を始む。

二か月半の講習訓練は台湾語の習得が中心で、途中から日本語教授法が加わり、最後の一週間は支那公用文の講義がなされたという形であった。体操と唱歌も課されていたが、付随的なもので重要ではなかった。

まずは4月15日から二週間ほどの「五十音以外の発音及八声等」に関する台湾語の発音練習である。伊沢はこれについて次のように述べている。

講習員も土人も両方共に漢字を知ってをる、又講習員も漢文が大概出来る、然らば両者の差は只発音丈けといふのである。然るに是が実に非常な難問題である、一体支那語は人も知れる如く四声あるが、台湾語ではそれが増加して七声となり、同シアの発音にも七通りあるのである、そこで先づ此七声を学ばせねばならぬが、それは台湾人の発音を聞いて、其通り真似をする他仕方がない、そこで毎日々々バーバーやらせた、即ち台湾十五音及字母の練習書の如き者を練習せしめたのである。²²

伊沢はこのように「七声」という「非常な難問題」を、「講習員も土人も両方共に」知っている漢字を媒介として、「台湾人の発音を聞いて、其通り真似」をするように「台湾十五音及字母の練習書の如き者を練習せしめた」のである。ここで練習の手本とされるのは、閩南語の韻書である『彙集雅俗通十五音』（謝秀嵐、1818）を基に作られた、漢字音の反切によってその音節表を示している『訂正台湾十五音及字母表』であった。その緒言に掲示された要点をまとめてみると、次の〈表2-6〉のようになる。

<表2-6> 『訂正台湾十五音及字母表』の要点²³

項目	内容																											
①台湾の言語	台湾ノ普通語ハ、支那南部ノ系統ニ属シ、其口音ハ、漳州及泉州ノ二派ニ依ルモノ最多シ。但台湾中部ノ山地ニハ、間々広東語ノ行ハル、所アリト雖モ、其区域、甚ダ広カラザルヲ以テ、今之ヲ載セズ。																											
②読書音と講話音	台湾語ニハ一個ノ文字ニ附スルニ、二個ノ音ヲ以テスルモノアリ。イマコレヲ別チテ、読書音及講話音トス。即チ〔人〕字ノ読書音ハ、〔ジン〕ニシテ、講話音ハ、〔ラク〕ナルガ如シ。其區別ヲ、本国語ニ照シテ云ヘバ、漢音ノ、吳音ニ於ケルヨリモ、一般ノ字音ノ、字訓ニ於ケルガ如キ關係ヲ有スルモノナリ。																											
③台湾語の字音	字音ハ、其性質ニ依リ、大要別チテトス。常音及鼻音、是ナリ。																											
④台湾語の声調	声調ノ區別、凡テ八トス。上平、上声、上去、上入、下平、上声、下去、下入、是ナリ。然レトモ、上声ハ、二回同声ヲ繰返スヲ以テ、其实、声調ノ別ハ、七種ニ過ギズ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><八声符号></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">上平</td> <td style="width: 10%;">上声</td> <td style="width: 10%;">上去</td> <td style="width: 10%;">上入</td> <td style="width: 10%;">下平</td> <td style="width: 10%;">上声</td> <td style="width: 10%;">下去</td> <td style="width: 10%;">下入</td> </tr> <tr> <td>常音</td> <td></td> <td>/</td> <td>\</td> <td>˙</td> <td><</td> <td></td> <td> </td> <td>˘</td> </tr> <tr> <td>鼻音</td> <td>ˊ</td> <td>ˋ</td> <td>ˊ</td> <td>˙</td> <td><</td> <td></td> <td>ˊ</td> <td>˘</td> </tr> </table> </div>		上平	上声	上去	上入	下平	上声	下去	下入	常音		/	\	˙	<			˘	鼻音	ˊ	ˋ	ˊ	˙	<		ˊ	˘
	上平	上声	上去	上入	下平	上声	下去	下入																				
常音		/	\	˙	<			˘																				
鼻音	ˊ	ˋ	ˊ	˙	<		ˊ	˘																				
⑤反切法による口音の修練	台湾語ノ音韻ハ、一般ノ支那語ノ如ク、某父音ト某字母トノ反切ニ依リテ、某字音ヲ発生ス。此表ハ、其反切法ニヨリ、各種ノ字音ヲ発生シ、其口音ヲ修練スルノ用ニ供セルナリ。																											
⑥父音と字母の使用	此表、父音ニハ、従来台湾地方ニ行ハレタル〔 [±] 柳ノリウ〕〔 [±] 辺ノピえん〕〔 ^{下平} 求ノキウ〕〔 ^去 キ・い〕等ノ十五音ヲ用ヒタリ。其字母ハ、常音ノ部ニ在リテハ、〔鴉ノアア〕〔哀ノアイ〕〔甌ノアウ〕〔安ノアン〕等ノ二十九字ト、其文字ナキモノ二個ト、合セテ三十一ヲ用ヒ、其入声ニハ〔鴨ノアァ〕〔樞ノアッ〕〔沃ノア、〕〔压ノア、〕等ノ二十字ト、無文字ノモノ四個ト、合セテ二十四字ヲ用ヒタリ。又鼻音ニ在リテハ、〔哪ノなア〕〔 [±] 乃ノなァイ〕〔 [±] 腦ノなァウ〕〔 [±] 染ノにイ〕等ノ十三字ト、其入声、無文字ノモノ一個トヲ用ヒタリ。																											
⑦仮名による音声表記	凡ソ字音ヲ写スニハ、本国ノ仮字ヲ適用ス。即チ〔柳〕ノ音ハ、〔リウ〕、〔鴉〕ノ音ハ、〔アア〕ト写スガ如シ。但此表、父音ノ部ニ限り、〔リウ〕〔ピえん〕等ノ如ク其音尾ニ当ル仮字ヲ、特ニ平仮名ニ写シタルハ、反切ノ際、父音ノ尾ハ消エ去リテ、其首ナル原子音ノミ、字母ノ音ト結合シ、新ニ一字音ヲ生ズルノ理ヲ示サンガ為ナリ。例ヘバ、〔リウ〕〔アア〕 = 〔ラア〕ノ如シ。																											
⑧特殊音の音声表記	普通ノ台湾字音ハ、ミナ本国ノ仮字ヲ以テ写シ得ベシト雖モ、タゞ〔查〕〔劑〕〔租〕ノ三音ト、〔猪〕〔蛛〕ノ二音トニ係ルモノハ、コレヲ写シ難シ。故ニ〔サ〕〔セ〕〔ソ〕及〔チ〕〔ツ〕字ニ各々短横線ヲ冠シ、以テ重舌音ノ符トシ、コレニヨリテ、〔サ〕〔セ〕〔ソ〕ト〔チ〕〔ツ〕トノ音ヲ表現シ、此類ノ音質ヲ有スル場合ニハ、コレヲ適用スルコト、セリ。																											
⑨出気音の音声表記	支那言語ニハ、間々出気音ト称スルモノヲ発スルコトアリ。コレ本国語ニ、断エテ無キ所ニシテ、其写法モ、亦従来一定セルモノナシ。台湾語ニ在リテハ、其出気ノ語勢、甚ダ著シカラズト雖モ、亦時ニ其音質ヲ現スコト少シトセズ。故ニ某字音中、出気音ヲ有スル場合ニハ、其音ヲ組成セル二個ノ仮字ノ間ニ、黒点〔・〕ヲ挟ミ、以テ其別ヲ表明スルコト、セリ。																											

このように漢字の媒介を助けとして、『訂正台湾十五音及字母表』のような体系的な音節表によって二週間の間、朝から晩まで「台湾人の発音を聞いて、其通り真似をする」方法で台湾語の発音練習をした。その過程について、伊沢は次のように述べている。

始めの間は、これでは到底ダメであらうと思はれる程であつたが、熱心忍耐して二週間もやれば、ドウにか真似が出来る様になる、さうすると段々耳が聞える様になつて、土人のいふことが聞取れるのである、茲に至ればモウ基礎丈は出来たのであるからして、それから会話を始めるといふ順序になるのであつた。²⁴

「熱心忍耐して二週間も」台湾語の発音を練習して、やっと台湾人の発音が聞き分けられるようになって始めて会話の練習に入った。しかし、会話の練習と言っても「練習してをる暇は固より無い」という状況なので、ただ「『本を開け、本を読み、黒板に字を書け、算術をやれ』といふ様な、教室用語文を集めた会話篇を拵へて、主としてこれを練習せしめた」²⁵のであつた。

会話の練習が一段落づくると、最後は日本語教授法の講習に入った。その方法は<表2-5>の伊沢の報告に列挙されているように、前年芝山巖学堂に入学した甲組13人と新しく入学した乙組41人から編成されている「土人学生の授業を参観せしめ」た後、「輪番に授業を受持た」せ、「日本語教授書の講義の進むに従ひ、講習員をして各自教案を作らしめ、一々点検是正し、不良なるものは改作せしむ」というものであつた。伊沢が熱心に指導したことを窺い知ることができる。また、講習員たちは「彼我の意志の疎通、感情の融和の爲めには、成るべく土語を用ゐる様にせねばならぬ、而して万已むを得ぬ場合には、文章は拙なりとも漢文で書いて其意を述べよ」²⁶と念を押された。この時期の教案として、第一回講習生の高木平太郎が作成した『初学生徒教案』（台湾総督府民政局学務部、1896年）が現存している。

講習員の募集はその後計7回行われ、1901年3月30日まで計242名の者が台湾における最初の日本語教員として養成された²⁷のである。芝山巖において短期間で速成的な台湾語教育と日本語教授法の訓練を受けた第一回講習員はその後、14か所の国語伝習所に日本語教員として派遣されることになり、日本語教授の困難に立ち向かつて劣悪な教育環境と苦闘した。

3 教育現場から見た言語教育の難法と現実

台湾総督府直轄諸学校官制が公布された後の1896年（明治29年）5月、台湾全島の14か所に設置される国語伝習所の名称、位置²⁸が府令第4号として公布された。植民地台湾における最初の新式教育機関としての出発である。国語伝習所規則第一条に「国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」とあるように、「国語ヲ教授」する

ことと、「本国的精神ヲ養成スル」ことが国語伝習所の最大の目的である。芝山巖において短期間の教員養成訓練を受けた講習員たちは、卒業後直ちに日本語教師としてこれらの国語伝習所に派遣され、その後の台湾における日本語教育の中堅教師となった。しかし、教育拒否という生徒募集の困難に直面し、言語、文化、習慣の相違によって生じた軋轢を前に、教育者達は教育を成立させるという前提に立ち、最大の努力と苦心で教育に立ち向かうことが要求された。

3-1 国語伝習所の設立

1896年3月、台湾総督府諸学校官制が公布されることにより、国語伝習所の設置が決定された。その後の5月には名称、位置が公布され、さらに6月には学校編成、授業内容を規定する国語伝習所規則（府令第15号）の制定もなされた。国語伝習所は「十五歳以上三十歳以下」の年長者を対象とする甲科と、「八歳以上十五歳以下」の幼年者を対象とする乙科に分け、一刻も早く「彼我思想の用具たる言語」が通じるように日本語を教授することを第一義に設立された教育機関である。半年間の速成的な通訳養成を目的とし「現行国語ヲ専習」することを主な教育内容とした甲科に対し、乙科は初等教育の基礎を作るもので、四年間の修業年限で「国語の外読書作文習字算術」などの科目も課されることとなっている。しかし、順次に策定された計画や規則はあっても、まだそれを推進する教師が揃っていないため、国語伝習所が正式な運営を開始したのは、7月1日の第一回講習員の卒業以降のことであった。

一方、国語伝習所を設立した当時、地域によっては「戦燹ニ罹り人民離散シ且ツ家屋ノ校ニ充ツベキナク」²⁹という社会状況からすれば、「国語ノ伝習」以外に「皇室ヲ尊ヒ本国ヲ愛シ人倫ヲ重ンセシメ以テ本国的精神ヲ養成」³⁰することも容易ではなかったことは想像に難くない。伊沢は忠君愛国を本旨に頒布された「教育勅語」を台湾に導入することについて、次のように述べている。

余等が渡台以来最も心力を尽くした事は、如何にすれば教育勅語の御精神を彼等に諒解せしめ、彼等をして奉戴せしめ得るかといふことであつた。乍併まだ兵戈が戩まつたかドウかといふ時であつたからして、突然此趣旨を現はして若し面白からぬ結果を見た時には、却つて同島百年の虞をのこすものであるからして、慎重の注意を以て周到の研究を重ね、愈々これならば間違無しといふ見込の附くまでは、表面には勅語の御趣旨を現はさぬ事とし、或は其基礎を造り、或は唯事実上に、この精神を注ぎ込むといふ方針を執つた。³¹

「面白からぬ結果」を引き起こさないように、「国民的精神ヲ養成スル」ことに慎重な態度を取った伊沢は、結局「表面には勅語の御趣旨を現はさぬ事」とした。これからも分かるように、国語伝習所の段階における「国民的精神」の養成は単に形式的なものに過ぎず実際の教育問題はやは

りいかに言語教育を推進していくかということであった。伊沢は任地に赴く直前の講習員たちを前に、言語教育の方法について次のように訓示している。

今日諸子をして各地に行かしめるに当り、余の最も関心する所は、言語の未熟といふ一事である、乍併今日までの講習に依り、大概なことは話せると思ふが、彼我の意志の疎通、感情の融和の爲めには、成るべく土語を用ゐる様にせねばならぬ、而して万已むを得ぬ場合には、文章は拙なりとも漢文で書いて其意を述べよ³²

「彼我の意志の疎通」と「感情の融和」を図るため、やむを得ない場合に漢文を使用する以外に言語は未熟でもなるべく台湾語を使うべきだと指示された講習員たちは、未知の教育現場に行き、治安の悪さや言語不通などの想像を絶するほどの劣悪な環境の下で台湾人に日本語を教えることに悪戦苦闘した。

3-2 劣悪な教育環境

前述したように、台湾教育の基礎として国語学校と国語伝習所が設けられ、講習員がそこに教員として派遣され、「国語の伝習」と「本国的精神の養成」という職務は展開されていくはずであるが、現地で彼らを待ちうけていたのは、その後の公学校のように校舎と教材、教具が整備された教育環境ではなく、治安の悪さ、劣悪な衛生状態、言語不通などの苦難であった。『台湾教育沿革誌』には当時の状況を記録した一節がある。

校舎は多く廟宇を利用したが、これも完全なものは殆ど軍隊や行政官庁に占拠され、多くは不自由を忍ぶべく余儀なくされた。短期間の講習で修得した不完全な土語で、不案内の土地に一校を創設するのであるから、その苦心は一通りでなかつた。中には折角修得した福建語の通じない地方もあり、又日夜土匪に悩まされ通しの地方もあつた。³³

「不完全な土語」で生徒募集に取り組み、「不案内の土地」で教育を行う講習員たちは、「不自由を忍ぶべく余儀なくされた」環境で行動し、地方によっては「土匪」に遭遇し命を落とす危険の可能性があった。このような環境下で勤務した第一回講習員の配属とその後の経歴を整理してみると、<表3-1>のようになる。

<表3-1> 国語伝習所に配属された第一回講習員の経歴³⁴

①台北国語伝習所	浅井政次郎 (転職)	加藤元右衛門 (校長)	堀正次郎 (校長)	戸倉広雅 (教師)
②基隆国語伝習所	大島丑三郎 (病死)	加賀見五郎七 (不詳)	津田政次郎 (不詳)	
③宜蘭国語伝習所	三屋大五郎 (教師)	美和元一 (病死)		
④淡水国語伝習所	中堂謙吉 (校長)	伊原太郎 (遭難死亡)		
⑤新竹国語伝習所	赤松三代吉 (不詳)	早間恒 (不詳)	相沢源太夫 (不詳)	
⑥苗栗国語伝習所	壺岐休太郎 (田園生活)	富田仙太郎 (病死)		
⑦台中国語伝習所	渡辺高市 (病死)	林元三郎 (病死)	丸山徳蔵 (不詳)	山口吉治 (遭難死亡)
⑧鹿港国語伝習所	益田精次郎 (転職)	江田駒次郎 (不詳)		
⑨雲林国語伝習所	堤貞廉 (不詳)	鈴形悌三郎 (不詳)		
⑩嘉義国語伝習所	笠井源作 (校長)	多良尾光利 (不詳)	花田大六 (転職)	
⑪台南国語伝習所	増田龍作 (病死)	島村和四郎 (不詳)	坂根十二郎 (校長)	松本恒徳 (不詳)
⑫鳳山国語伝習所	小菅松内 (不詳)	菅野赫次 (病死)	宮本一学 (転職)	
⑬恒春国語伝習所	藍原新二 (病死)	中山重治 (病死)		
⑭澎湖島国語伝習所	斉藤典治 (校長)	富岡隼太郎 (病死)		
⑮国語学校附属学校	高木平太郎 (病死)	芝山豊平 (転職)	前田孟雄(病死)	新家鶴七郎 (田園生活)
⑯国語学校書記	滋野邦次郎 (不詳)	須田襄 (病死)	井上武之助 (不詳)	

不詳を除き病死と遭難が計15名で全員の三分の一を占めていることから、教育環境がいかに劣悪であったかを知ることができる。第二回講習員であった鈴木金次郎は、当時の教育活動について、「余が本島教育に従事して最も苦痛なりしは此の時代にして最も愉快なりしも亦此時代なりき」と述懐している。後から回想すれば、苦痛も愉快もあったであろうが、このような環境で教育活動を行うのは勇気と覚悟が必要である。教育活動を行うには危険な環境であったことは以下のように見て取れる。

3-2-1 治安の悪さ

台湾では統治当初からの約20年の間、「土匪」と目された台湾人による武装抗日蜂起が途絶えることがなかったため、芝山巖学堂で六人の教師が命を落としたことから分かるように、台湾に行き教育活動に従事することは命の危険を覚悟した上のことであった。第一回講習生であった加藤元右衛門は渡台する前の一幕について次のように述べている。

当時台湾土匪征伐に来られた近衛師団は、驚くばかり多数の病死者を出したので、台湾は瘴烟毒霧に充ち満ちた島で、その上土匪が出没して甚危険であるという評判で、命の惜しくない者は台湾へ行けと言われてゐた³⁵

芝山巖事件が発生した直後で「志願者中には此の報を聞いて止めた者も少くなかつた」³⁶という状況下で、講習員の採用に合格した加藤は、家族との「死別を兼ねたる生別」を覚悟し、「護身の長刀を左手に提げ」、「心中乱れて麻の如し」というように故郷を後にして台湾に向かった。

台湾に着いた後藤は、芝山巖における短期訓練の後、台北国語伝習所に配属された。教育活動の第一要務として生徒募集に出掛ける時、「匪賊」に襲われる危険から身を守るため、武器を携帯して行くことが必要であった。

或る日自分は和田貫一郎君と二人で、草鞋がけで景尾新店の方へ募集に出かけた。当時は甚だ物騒で、台北県属滋野某の夫人が二三人で古亭庄の川辺に遊びに行つて匪賊に射殺された時代であるから油断は出来ない。予はピストルを腰にし、和田君は短刀を懐にして行つた。³⁷

「ピストルを腰にし」、「短刀を懐にして」生徒募集に行き、「日々教鞭を執れど夜な夜な安眠はできぬ」³⁸といった精神的緊張が教育を困難にした第一の問題であったと考えられる。

3-2-2 衛生の問題

治安に次いで問題とされたのは衛生環境の悪さである。「台湾土匪征伐に来られた近衛師団」は戦死よりも病死が圧倒的に多かったことから、国語伝習所に派遣された講習員を囲む生活環境はいかに苛酷なものだったかが分かる。後藤は台北に着いた時の光景を次のように語っている。

艫舩を見物した時は、基隆見物の時と同様不潔で、ハンカチで鼻を押へて歩いた。遊郭は未だなかつた。城内は此れに比べると清潔であつたがそれでも街路の左右即店の前の下水は幅三四尺の浅い堀であつて、処々腐敗した暗黒色の水が溜つて居り、又甘蔗の嚙粕や鳳梨の皮等が沢山棄ててあり、それに光る蠅が集つてゐる、豚も居るといふ有様であつた。³⁹

後には民政長官後藤新平の環境衛生政策によって、衛生方面の改善が徐々に見られるようになったが、国語伝習所時代ないし公学校成立初期においては、「豚屎犬屎人糞の堆積せる小路も厭はず、毎日家庭を訪問し、父兄の悪口罵詈を厭はず、諄々勧誘する」⁴⁰という状況が普通であった。

3-2-3 言語不通

教育活動に支障をもたらした一番大きな問題は言語不通の問題である。住み慣れた土地を離れて見知らぬ環境で生活を営むには、言語が通じなければ自由に行動することは不可能である。この状況を体得し言語不通の問題を解決することを日本語教育の第一要務とした伊沢は、芝山巖学堂で講習員たちに台湾語教育を施し、「彼我の意志の疎通、感情の融和の為めには、成るべく土語を用ゐる様にせねばならぬ」というように訓示した。しかし、教育現場に行くと台湾語が通じず漢文による筆談が唯一の頼りというのが実状であった。

区長に面会して国語の必要を説き、区内の子弟を勧誘して入学せしむるやう依頼したが、何分にも僅か三箇月間講習した台湾語では思ふ事が話せないので、多くは筆談であつた。其の頃は本島人を訪問すると、お互に語が通じないから直ちに筆墨と紙を出すのが普通であつた。⁴¹

それから約十年後の1908年（明治41年）、台湾鉄道全通式のために来台した伊沢は、「今日之等の人々には台湾人と思ふほどまぐ台湾語を操つて居られる方も甚だ多い」⁴²と講習員の台湾語の上達を賞賛したが、当時は「余の最も関心する所は、言語の未熟といふ一事である」と伊沢が懸念したように、「僅か三箇月間講習した台湾語では思ふ事が話せないので、多くは筆談であつた」という方式で教育活動が行われたのである。

3-2-4 入学拒否

国語伝習所が設立された当初から、いかに生徒を募集し、且つ確実に出席させるかということが教育者を一番悩ませた現実の問題であった。「若し生徒出席せざる時は、教育を施すに術なからん」⁴³というように、生徒の入学と出席の勧誘は日本語教授を行う以上に、教育者の体力と精神を疲弊させたと言っても過言ではない。

年長者を対象とする甲科は、「妻帯者が三分の一近くもあつた関係上、生活保障の意味で、食費一日十銭手当日五銭を支給する」という給費生制度があるが、乙科はそれがないため、最初はほとんど志望する者がなかった。加藤は大稲埕で乙科の生徒募集に当たった状況について次のように述べている。

子供の居る家を見付けては入つて入学を勧誘したが、何とかとか口実を設けて応じない。中にはうるさい、商売の邪魔になるといふやうな態度で余り相手にならない店もあり、或家ではこれは自分の子供ではない親類の家から遊びに来て居る子供であると偽り、次の家ではかくと知つて子供を隠してしまふ。今奥へ逃げ込んだのを見たのであるが、私の家には子供は居ないと云ふ。⁴⁴

後藤は台湾人がこのような入学拒否の態度を取ったのは、(1)「本島人の思想がまだ落ち着かず」、(2)「日本国民として必要な教育を受けようとする気分が濃厚でなく」、(3)「文化の程度が低かつたから、新知識の必要を感じず」、(4)「従来の書房で漢文を学ぶことがより大切である考へていた」といったことが原因であると判断している。『台湾教育沿革誌』によると、この入学拒否の状況は公学校時代初期の1905（明治38）年まで続いていたという。

3-3 言語教育の難渋

国語伝習所を設置する目的は、前述したように一刻も早く言語が通じるように「国語」を教授することである。しかし、劣悪な教育環境の下での「国語」教授は容易なことではなかった。その上、言語を異にする台湾人に教授した経験がないことがその困難さをさらに増幅させた。「国語を解せざる者に国語を授けることは何人も無経験で、教授法が甚だ幼稚であつた」⁴⁵と当時を回顧した後藤が指摘した「国語」教授の問題点をまとめてみると、次の<表3-2>のようになる。

<表3-2>後藤元右衛門が指摘した「国語」教授の問題点

①教科書	国語を教授すると云つても、教科書はない。云はゞ、教科書を編纂しながら教へて行くのであるから、一日分の教案を書くにも、容易な事でない。 ⁴⁶
②対訳法	此の対訳教授もなかなか楽ではなかつた。教師も僅か三箇月間速成的に学んだ台湾語であるから、何と訳してよいか解らないことが頻繁であつた。それ故教案は二日程前に立案して、解らない台湾語は生徒を呼んで来て尋ねるのであるが、其の尋ねるのが亦むづかしい。国語、手真似、絵画、筆談などあらゆる方法を尽して意思を通じ、かくてやうやく台湾語に訳し、次にその台湾語を文字に書かせると、生徒の方でもむづかしい。 ⁴⁷
③文法	殊に感嘆詞や副詞や俗語の中にはなかなか困難なのがあるので、漢文の素養の比較的深い友達を呼んで来て、相談して書くことが多かつた。まるで国語と台湾語の交換教授であつた。 ⁴⁸
④発音	発音には生徒が非常に困難し、それだけ教師も骨が折れた。今でも公学校の生徒は国語の発音に困難を感じるが、国語に耳慣れない当時の生徒のこの点に苦んだことは今日の比ではなかつた。かういふ困難があるから、語彙も思ふやうに広く授ける事は出来なかつた。 ⁴⁹

後藤は以上のように教科書の欠如、対訳法の不得手、文法と発音の教授困難が「国語」教授の問題点であると指摘している。また、『台湾教育沿革誌』には、国語伝習所における「国語」教授の状況を調べた報告が載せられている。

五十音・濁音・半濁音・及拗音を教授し、然る後新日本語言集普通単語を教ふ。その方法は五十音は専ら教師の発音に倣はしむべく、口舌の開合等を熟視せしめ、然る後生徒に発音せしむ。ウクスツヌフムユルウダヂヅデドは最も温習に力を尽したり。拗音は唱歌の場合を利用し効果を見たり。発音矯正を待ち新日本語言集を土語に訳して教へたり。教授は各自草按を作り、毎週教授すべき事項を定め置き、時に臨機の教授法を施す事ありと雖も、多くは本国語を台湾語と比較対照して、彼我の意味を明に通曉せしむるを以て主眼とせり。⁵⁰

後藤の指摘と対照してみると、「ウクスツヌフムユルウダヂヅデドは最も温習に力を尽したり」というように、発音の教授に多くの工夫が要ることが共通点として挙げられる。そして、「本国語を台湾語と比較対照して、彼我の意味を明に通曉せしむるを以て主眼と」する対訳法の教授は、現場では「なかなか楽ではなかつた」というのが実状であった。

以上考察してきたことから分かるように、「国語の教授」と「国民的精神の養成」を目的に設立された国語伝習所の教育現場では、種々の環境障壁を克服し、生徒募集に全力を傾注するなか、「国語の教授」でさえ困難な状態であるため、とても「国民的精神」を養成することができる状況ではなかつた。このように行政の指示と現場の実際に、大きなギャップがあつたことが分かる。客家語地域に派遣され「覚束なき土語にて学校を開始し教授を遂行した」⁵¹丸山尙儂は、教育者が直面した現実と行政官僚が考えた理想の食い違いについて次のように記述している。

大官曰く、子弟教授に満足せず宜しく台湾を教育する覚悟を以て、政府の施設と法令を周知せしむることを教師の任と思ひ、公吏若くは地方紳士と交りては、よく彼我の思想を交換し施政の方針周知に力を尽し、彼等をして政府の沢に感激せしめよと。予は唯々として車を下りしが、今に於いても其の赤面に赤面し、且つ大官の注文の大なるに驚き、台湾教育者の仕事の方面ひろきに驚きたり。⁵²

丸山が「大官の注文の大なるに驚」いたことに明らかなように、教育者が「覚束なき土語にて学校を開始し教授を遂行した」という教育の現実と、行政官僚が「彼我の思想を交換し施政の方針周知に力を尽し、彼等をして政府の沢に感激せしめよ」と意図した理想との間に大きな食い違いがあつた。要するに、教育現場では「国民的精神」を涵養することは二の次の問題で、いかに生徒を募集し日本語を教授するかが教育の現実ということである。

4 植民地下台湾における言語教育の研究

国語伝習所に配属された日本語教師は、劣悪な教育環境の下で生徒募集の困難を克服し今まで経験したことのない日本語教育に従事した。教科書の欠如、対訳法の不得手、文法と発音の教授困難によって引き起こされた教育現場の混乱と不一致から、「国語」を研究し適切な教授法を定める必要が認識されるようになった。国語学校校長を務めた町田則文の観察によると、当時の日本語教育においては「鹿児島人たる教員より教授を受けたる生徒は、全く鹿児島語を用ひ、東北人たる教員に教授を受けたる生徒は鼻にかゝる発音をなすといふ有様にて、一たびその言語を聞くときは、その生徒が内地の何処の人より教授を受けしかを直に知ることを得」⁵³という現象が一般的に存在していた。即ち、「国語」を教えると言っても、まだその基準と法則が統一されておらず、何をもって「国語」とするか、またその教授の順序、内容はどうするかという問題がまず解決されなければ、台湾人に日本語を教えるという「国語」教育が成り立たないということになる。そこで、国語伝習所が公学校に改められた1898年に至って、いかに順序よく体系的に台湾人に日本語を教えるかを究明することを目的に、国語学校における教育者を中心とする国語教授研究会が組織されたのである。

4-1 国語教授研究会の成立

国語教授研究会は国語学校語学部教諭である橋本武（1858-1926）と山根勇蔵（1870-？）が日本語教授について相互の意見を交換する打ち合わせが、その後他の教師らにも影響を及ぼし、1898年（明治31年）9月に成立するに至った。『台湾総督府国語学校校友会雑誌』（第1号）には、国語教授研究会が成立した経緯を記載した一節がある。

先般橋本氏附属学校より入りて本校教官となり語学部国語学科第二学年の国語科及読書作文科を受持同科第一学年の国語科及読書作文科受持山根勇蔵氏と国語教授の上に就きて予順序方法を立て互に脈絡を通じ三学年間教授の程度を定めおかんため打合の会合をせんなど談ひしもの一転して国語教授研究会となりしなりそは国語学科三年間の国語教授の研究はさることながら国語学校以下の各学校の国語教授の研究をなし兼ねて其の連絡を講ぜずば決して全き研究とはいふべからざればなりされば国語教授研究会は公学校乃至国語学校の国語教授の研究をすなすものなり即本島人に本国語を教授することに就きて研究するものなり。⁵⁴

これは「国語学校以下の各学校の国語教授の研究をなし兼ねて其の連絡を講」じる研究会で、初めて体系的に日本語教育の範囲と方法に対する分析と討議を試みた研究会とも言える。その目的は国語教授研究会規則に明らかなように、「本島人ニ国語ヲ教授スル順序方法程度等ヲ研究ス

ル]⁵⁵ことである。また、町田は国語教授研究の成立について次のように述べている。

在台北教育家十四五名相謀りて、国語教授研究会なるものを組織し、以て日本語教授の事項並に方法を研究しつゝあり、別記掲ぐる所は其の決議に基くものなり。抑も日本語を他国人に向つて順序的に教授しつゝあるは、蓋し台湾を置きて他にあらざるべし、然るに此日本語たるや、之れ系統的に教授するに当りては、疑問百出幾んど底止する所なしと云ふも過言にあらざるなり。⁵⁶

「日本語を他国人に向つて順序的に教授しつゝあるは、蓋し台湾を置きて他にあらざるべし」ということに明示されるように、これは初めて台湾人という他国人を対象とする日本語教育である。しかも、日本語教育を順序的、系統的に教えようとしても、「疑問百出幾んど底止する所なし」ということが「在台北教育家十四五名」が「国語教授研究会」を組織した原因である。

4-2 「国語科」の範囲

1898年9月18日第一回国語教授研究会では、「山口喜一郎、平井又八、前田孟雄三氏ヲ挙ゲテ委員トシ来ル十月二十日ヲ期シ附属学校（公学校程度）国語教授細目ノ調査を委嘱」⁵⁷したのみで、日本語の教授事項についての討議は特になされなかった。そして、10月1日第二回の研究会では、「調査事項中疑問続起シ起草上甚困難シツ、アリ」⁵⁸ということでも国語教授細目は決定されておらず、単に「国語教授ニ関スル疑問ヲ普ク蒐集シ次会ヨリ隨時着々審議決定スルノミナラズ広ク内外ノ教育者ニ諮る」⁵⁹ことにした。

同年10月22日第三回国語教授研究会では、「国語教授細目調査案期日満チタル」ことにより、山口、平井、前田が「各数通ノ調査案筋書ヲ会員ニ配布シ」、「起草ノ主意順序並ニ各款項ニ対スル程度及選択取捨ノ理由等ヲ説明シ」⁶⁰、各問題について種々の討論審議を経て、遂に結論を出すことに至った。これを整理してみると、〈表4-1〉のようになる。

〈表4-1〉「国語科」の範囲と程度⁶¹

	疑問事項	審議結果
①国語の範囲	国語ノ範囲ハ如何ニ定ムベキカ	国語科ヲ分チテ一、会話、二、文法、三、読書、四、書取、五、作文トス
②談話体と文章語	六学年ヲ通ジテ談話体ニテ一貫スルカ将、文章語ヲ加フルカ若加フトセバ何年ヨリ加フベキカ	六学年ヲ通ジテ談話体トシ四年五年ヨリ文章語ヲ加ヘ交フルモノトス
③平仮名	平仮名ハ何年ヨリ課スルヲ適当トスルカ且五十音図ニヨルコトノ可否	平仮名ハ五十音図ニ対照シテ教フルモノトス其ノ時期ハ二学年ノハジメヨリ
④敬体	敬辞ヲ教フル時期	敬辞ハ適当ノ度合ヲ以テ一学年ヨリ教フルモノトス

⑤学力	六学年修業ノ学力ハ内地小学校生徒ノ何学年ヲ標準トスルカ	六学年修業ノ力ハ内地小学校三年四年ノ間ノ学力位ナルベシ
⑥公用文と書牘文	公用文書牘文ヲ課スルノ可否若課ストセバ其時期	公用文ハ五年六年ノ間ニテ其ノ形式ヲ教フルノミニ止ム 書牘文ハ讀ミ得ルカヲ与フルノミニ止メ自作ノカヲ与フルヲ要セス

「会話」が国語科に第一に取り上げられ、「六学年ヲ通ジテ談話体ニテ一貫スル」ことから、言語を異にする台湾人生徒に日本語を教える際、文章の読み書き能力より話すことの能力が一層重要であったことが分かる。また、「初学年ニアリテハ系統的ニ順序ヲ追ヒテ教フルニアラズ」、ただ「動詞ノ時、法、助動詞ノ結び付ケ方、テニヲハ、品詞ノ名」⁶²を授けるのみである文法の教授に対し、読書は「読方ノ練習ヲ主トシテツトメテ音調ヲ修練ス」というのが注意点であったことから、外国人に日本語を教えるような配慮が十分になされたことが窺える。

一方、「今日本国一般ノ状態」に合わせて、新聞雑誌の文章語も学ぶ必要があることで、「国語ノ素養ノイサ、カナリトモ出来タル五学年頃ヨリ僅ニ文章語ヲ交ヘ教フル」ことが付け加えられ、さらに「公用文ノ形式ヲ知ラザルハ国民トシテ不都合ノコトナレバ其ノ形式ヲ教フル」⁶³ことも注意点として取り上げられた。即ち日本国民である以上、「国民トシテ不都合ノコト」はできるだけ避けるべきだということである。

4-3 発音と語彙、文法に関する問題

国語教授研究会は1898年11月12日第四回から、具体的な教育問題について細部にわたって討議を始めた。そして1899年（明治32年）6月14日第十四回まで、発音、語彙、文法、漢字の使用など日本語教育上の問題について幅広く検討し教授する際の基準と法則を定めた。これによって、植民地台湾における日本語教育が前進する大きな一歩を踏み出した。

まずは外国語教育で最も重視すべき発音の問題が提示された。これをまとめてみると、<表4-2>のようになる。

<表4-2> 発音に関する問題⁶⁴

	疑問事項	審議結果
①五十音図	国語ノ音韻ヲ教授スルニ五十音図ノ順序ニ拠リテ授クベキカ將、音図ニ関セズ実物ニ就キテ個々別々ニ授クベキカ	五十音図ニ拠ルベシ
②発音機関	音韻ヲ教授スルニ最初ヨリ発音機関ノ説明ヲ主トスベキカ將、之ヲ後ニシテ最初ハ只口真似ニ慣レシムルノミニ止ムベキカ	適宜ノ方法ヲ採リ問題ノ両極端ニ偏スベカラズ
③區別しにくい発音	五十音図ノさ行ざ行た行だ行な行は行ノ混淆ハイカニスベキカ暫、音図ニ従フベキカ將、之ヲ訂正シテ教授スベキカ	山根氏ニ発音表ノ調製ヲ委嘱シ、コレヲ第一附属学校ニ於イテ実地ニ試ミルコトニ決ス

④ガ行の鼻濁音	が行、カ°行ノ発音ハイカニスベキカ東京通りニ語ノ上ニアル時ハが行、語ノ中、下ニアル時ハカ°行トスベキカ	生徒ノ発音シ易キニ従ヒ何レニモ教授スルコトニ決ス
⑤ヤ行とワ行	ヤ行ノい、え、わ行ノゐ、う、ゑ、をノ発音ハイカニスベキカ	発音ハ内地通りニあ行ト區別セズ但仮字ハ正シク書カシムベキニ決ス
⑥拗音の数	拗音ノ発音ハイカニスベキカ即、半母韻ノヤ行ノい、え、わ行ノゑノ如キハ明ニ発音シ別クベキカ將、通例ニ従ヒ取除ニスベキカ	拗音ニ関スル半母韻ハヤ、ユ、ヨ、ワノ四ニ限定シタリ 但クワカノ區別ハ生徒ノ発音シ易キニ従フコトニ決ス
⑦鼻音の區別	国語ニく'ノ発音アリテンノ発音ナク通例んト記シテく'ト発音スルモノ、如シ此ノ場合ハイカニ定メオクベキカ	国語在来ノ慣例ニ従ヒ総ベテン字ヲ用ウルコトニ決ス
⑧五十音図の教授順序	五十音ヲ音図ニ依リ教授スルニ当リ器械的ニ五十音ノ順序ニ其ノ全表ヲ教ヘ終ルベキカ將ニ三行ヲ教授シ終ル毎ニ既習ノ音韻文字ヲ実物等ニ依リテ練習シナガラ進行スベキカ	音図ノ二三行ヲ教ヘ終フル毎ニ既知ノ音韻文字ヲ用キテ実物トノ連結ヲハカリ音韻ノ練習ヲナスベシ

<表4-2>を見ると、発音の問題が五十音図に深い関わりを持つことが分かる。「本国ニテ変化シ去レル音ヲ此ノ地ニテ正シク教ヘタリトテ之ヲ学ビタル本島人が本国人ト談話ノ際何ノ利益モナカルベク」⁶⁵というように、教授上支障を起さないように単純にして教えることが特徴であったと言える。また、「発音機関ノ説明」は「徒ニ説明ニ時間ヲ空費スル恐」れがあるのに対し、「口真似ニ慣レシムル」ことは「只之ノミニ依頼スルトキハ終ニ要領ヲ得ズシテ終ルコトアルベシ」⁶⁶というように、いかに要領よく発音を教授するかが日本語教育上の一大難問であった。

次に語彙と文法の問題が提示されたが、これをまとめると、次の<表4-3>のようになる。

<表4-3> 語彙と文法に関する問題⁶⁷

	疑問事項	審議結果																													
①名詞の動詞の順序	名詞、動詞ハイヅレヲ先ニ教授スベキカ將、トモニ教授スベキカ	名詞ヨリハジメ簡単ナル動詞ニ及ブ																													
②人称代名詞	人代名詞ヲ制限スベシヤ否ヤ制限ストセバ如何ナル点マデ制限スベキカ並に書牘、証書、公用文等ニ用キ来レル人代名詞ハイカニスベキカ	左ノ如ク制限決定シタリ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5">人代名詞</th> </tr> <tr> <th></th> <th>自称</th> <th>対称</th> <th>他称</th> <th>不定称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会話</td> <td>ワタクシ</td> <td>アナタ</td> <td>アノヒト</td> <td>ドナタ</td> </tr> <tr> <td>ワタシ</td> <td>オマヘ</td> <td>—</td> <td>ダレ</td> </tr> <tr> <td>証書</td> <td>拙者私</td> <td>貴殿</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公文</td> <td>私儀</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	人代名詞						自称	対称	他称	不定称	会話	ワタクシ	アナタ	アノヒト	ドナタ	ワタシ	オマヘ	—	ダレ	証書	拙者私	貴殿	—	—	公文	私儀	—	—	—
人代名詞																															
	自称	対称	他称	不定称																											
会話	ワタクシ	アナタ	アノヒト	ドナタ																											
	ワタシ	オマヘ	—	ダレ																											
証書	拙者私	貴殿	—	—																											
公文	私儀	—	—	—																											

		複数ヲ示ストキハ、ラ、ドモ、タチ、ダチ、ガタナドヲ添フ 敬意ヲ表スルトキハ、サマ、サンナドヲ添フ ヤンゴトナキ貴顕ヲ指シ奉ル場合ハ特別ノ方法ニヨルベシ
③動詞のル形とマス形	動詞ヲ教授スル際ハ各動詞ノ終止段ヲ取りテ説明スベキカ将、ますノ如キヲ添ヘテ説明スベキカ	場合ニヨリテ両様トモニ用ウベシ
④動詞と助動詞の活用変化	動詞ノ変化ヲ規則的ニ教授スルハ何時頃ヨリ始ムベキカ助動詞ノ変化モ然リ	共ニ五学年ヨリ始メ文法教授ノ時ニ之ヲ授クベシ
⑤副詞と感嘆詞	口語ノ副詞、感嘆詞ハ如何ナル点マデ教授スベキカ	委員ニ託シテ調査セシムルコトニ決ス
⑥敬語	敬語ハ制限スベキカ制限ストセバ其度合ハイカホドナルベキカ	委員ニ託シテ調査セシムルコトニ決ス
⑦助詞	従来ガノニヲ教授ノ順序ハ一通り五十音並ニ諸音韻ノ教授ヲ了リ簡単ナル単語ヲ教ヘタル後ニ一括シテ或時期ノ間ニ其ノ大体ヲ授ケントスルモノ、如シ是果シテ其ノ当ヲ得タルモノナリヤ	ガノニヲハ之ヲ目的トシテ特別ニ教授スルコトナク事物自然ノ順序ニ応ジテ国語ヲ教授スル際ニ之ヲ授ク

日本語という外国語を教えるには、文法的には名詞、動詞というように品詞別に分けて教えることが効率的であることが分かる。しかし、名詞と動詞のように具体的な意味を持つ品詞が比較的教えやすいのに対し、副詞、感嘆詞、助詞ないし敬語の教え方は困難で具体的な案を提示することができなかった。これは漢字で意味を理解させることの限界と、教師の台湾語で説明する能力の不足を物語っている。

4-4 文字表記と文章に関する問題

次に文字表記の問題が提示されたが、その多くは仮名の表記と漢字の使用についての疑問であった。文字表記の問題を要約すると、次の〈表4-4〉のようになる。

〈表4-4〉文字表記に関する問題⁶⁸

	疑問事項	審議結果
①漢字	漢字ヲ混用スルコトノ可否 漢字ヲ混用スルトセバ之ヲ学バシムル時期ハイツ頃ヨリナルベキカ	漢字ヲ学バシムル時期ニツキテハ議論紛出セシガ結局公学一年ノヲハリ頃ヨリ字画ノ至ツテ少ク且最応用ノ広キ名詞ノ如キモノヨリ漸次課シ行クト云フコトニ決シタリ

②助詞「は」の表記	は行ヲわ行、あ行ニ発音スル場合ノ仮名ノ記載方ハイカニスベキカ、ざ行、だ行ノ場合モ然リ	議論百出ノ上竟ニ決スルトコロアリシモ他日ヲ待チテ発表スルコト、ナリタリ
③長音の表記	長音韻ノ記載方ハイカニスベキカ並ニ長音韻ナラザルモ長音韻ノ如ク発音スル場合及字音ヨリ来レルモノ、記載方ハイカニスベキカ	パイ、ザア、ユウヒ、ショウ、ノ場合ハ其ノマヽトシオオギハオウギ、ドオハドウノ如ク「ウ」ヲ以テアラハスベシト決シタリ即動詞ノは行ニ活用スル場合ノ「フ」ハ総ベテ「ウ」ニテアラハスナリ又字音ノアウ（桜）アフ（狎）オウ（応）ワウ（皇）ヲウ（翁）ノ如キモ総ベテオウト「ウ」ニテアラハスナリ
④漢字の提示	仮名文ヲ教授スルニ当リテ漢字ヲ傍書スルコトノ可否	漢字ハ国語ト台湾語トヲ問ハズ傍書スル必要ナシ
④台湾語表記	スベテ台湾語ヲ表出スルニ現今漢字ニ限りタルガ如シ或ル場合ニハ仮名ヲ以テ書カシムル方針ヲ取ルコトノ可否。	委員ヲ挙ゲテ調査スルコト、ナリ
	若前項ヲ可トスレバ国語ニナキ台湾音ヲ写スニ必要ナル仮名ヲ制定スル方法如何	同上
⑤固有名詞の読み方	台湾ノ地名人名物名等ノ呼称ハ或ハ台湾流ニ依リ或ハ内地音ニ依リ頗ル混乱セルガ如シ是等ヲ一定スル必要ナキカ若必要アリトセバ如何ニ方針ヲ定ムベキカ	台湾ノ地名ハ一般ニ日本的漢字音ノ通ニ読マシム但領台ノ当初ヨリ既ニ一種ノ呼称ヲ一般ニ用キ来レルモノ即キイルン（基隆）パチナ（八芝蘭）タカオ（打狗）ノ如キハソレに従ハシム 人名ハ全然日本的漢字音ノ通ニ読マシム物名モ日本的漢字音ノ通ニ読マシム但台湾ニ有リテ本国ニ無キモノハ固有ノ称呼ニ従ハシム
⑥合字と踊り字	合成仮名及重音符号ヲ教授スルコトノ可否	合成仮名ハ之ヲ教ヘズ但生徒自之ヲ学ブハ妨ゲザルモ成ルベク之ヲ用ゐザラシムルコト 重音符号ハ之ヲ教フルコト

仮名表記に関しては、助詞「は」の表記と長音の表記が注目された。しかし、この問題については、種々討議したにもかかわらず、円満に解決するには至らなかった。一方、漢字の使用は当時の輿論通り制限する方針が採られ、「仮名文ヲ教授スル」際に漢字を提示しないことに決定した。また、台湾現地で行われる日本語教育ということで、「地名ハ一般ニ日本的漢字音ノ通ニ読マシム」にしても、「キイルン（基隆）パチナ（八芝蘭）タカオ（打狗）」のような台湾語読みの漢字使用も必然的に避けられない選択であると言える。このように台湾現地の文化に合わせて教える姿勢が日本語教育に必要とされていた。

最後に文章の問題が提示されたが、これは次の〈表4-5〉のとおりである。

<表4-5> 文章に関する問題⁶⁹

	疑問事項	審議結果
①文章の配列方法	文章ノ記載方ヲ予一定スル必要ナキカ 必要アリトセバイカニ定ムベキカ	文章ノ記載方ハ初学年ニアリテハ語句ノ 間ニ適當ノ間隔ヲ置キ生徒ヲシテ一目瞭 然タラシムル
②漢字の送り仮名	漢字ヲ混用スル場合ノ送仮名ハイカニ 定ムベキカ	送仮名法ニ就キテハ既成ノ書物アレバ是 等ヲ參酌シテ別ニ適當ノ方法ヲ選ブベシ
③標準語音の策定	読方ノ標準地ヲ何処ト定ムベキカ	東京ト定ムルコト
	東京ト定ムトセバ如何ナル階級ノ口語 ヲ採ルベキカ	教育アル中流ノ人ノ口語ヲ採ルコト
④朗読法	朗読法ハイカニスベキカ	話文ハ談話体ニ読マセ文章ハ明晰ニ且段 落ヲ正シクシ忌ムベキ読癖ナキヤウセシ ムルコト

「語句ノ間ニ適當ノ間隔ヲ置キ生徒ヲシテ一目瞭然タラシムル」ということは、外国語を教える上での配慮と考えられる。そして、漢字の送り仮名、標準語音の策定などは国語形成の上で避けては通れない問題であった。

国語教授研究会はこのように、種々の日本語教授上の問題を提出し、それを解決する方法を会員による討議の上で決議した。台湾における日本語教育に対して様々な提言がなされたばかりでなく、当時の日本の国語問題にも数多くの示唆を提供したに違いない。『教育時論』に掲載された「台湾国語教授研究会決議録」の序言に、町田則文は次のように述べた。

今別記述ぶる所纔かに調査の一端たりと雖とも、亦以て国語研究の一端に供するに足らんと信ずるなり、乞ふ内地の国語学者び教育家諸君、遠慮なく別記に関し批評ありて、以て互に大日本帝国国語の普及を謀られんことを。⁷⁰

町田はこのように台湾における教育者の仕事である国語の研究が、同時に「全国上下の国語学者及び教育家の均しく負担すべき事業」⁷¹でもあると呼び掛けた。

1898年9月から翌年6月までの9か月間にわたって、計14回行われた国語教授研究会は、1900年（明治33年）1月に国語研究会と改称された。さらに、1901年2月国語研究会第二回総会の席上で、平井又八らが「国語研究の事たる固より教育上忽諸に附すべからざる重要な挙なれども方今台湾教育の趨勢は、其の研究をかゝる一局部の事業に専にするを許さず、是其の組織を変更して其の研究の方針を汎く諸種の方面に向けんとするあり」⁷²と建議したことによって、国語研究会は台湾教育会と改められることとなった。

国語教授研究会は、短期間のうちに僅か14回しか開催されなかったため、日本語教育上の困難と問題をすべて解決することはできなかった。しかし、実際の教育上で発生した日本語教授の問

題点を指摘し、日本語を順序よく体系的に教えていくことを求める姿勢が、その後の日本語教育の発展に大きな影響を及ぼしたことは評価に値すると思われる。

5 むすび

以上考察してきたことから分かるように、伊沢修二の教育計画によって成立した国語学校は、当初正常な学校運営ができないため、芝山巖学堂を仮の校舎として「講習員」という名目で教員養成の短期訓練が行われた。その講習員たちは、漢字漢文を日本語教育に応用するという伊沢の主張により、全員に漢字漢文を運用する能力が高く要求された。そして、日本語を教えるために必要な台湾語教育が、伊沢によって考案された『訂正台湾十五音及字母表』に基づき、約三か月間にわたる台湾語の発音練習を中心として行われた。

ところが、教員訓練が終わり国語伝習所に配属された講習員たちは、劣悪な教育環境の下で教育活動に従事しなければならなかった。治安の悪さによる精神的緊張、劣悪な衛生状態から引き起こされた健康問題、言語不通に起因する意思疎通の不自由、入学拒否を説得するという精神的疲弊などが教育活動に支障を来し、最終的には第一回講習員の三分の一が病死あるいは遭難するという結果に至った。

一方、言語教育の面から見れば、「僅か三箇月間速成的に学んだ台湾語」による対訳法の日本語教授は順調には行われず、文法や発音の指導に大きな障壁を形成した。これに触発されて、「国語ヲ教授スル順序、方法、程度等ヲ研究スル」ことを目的とする国語研究会が組織され、ここから文法や発音を間違えないように順序良く体系的に教授するという日本語教育の問題意識が芽生えた。

国語学校の成立に伴った教員養成から、国語教授研究会による日本語教授上の討議に至るまでの過程は、植民地台湾における日本語教育にとって、満足できる成功体験とは言えないが、その後の日本語教育の発展にとって大きな推進力となったことは確かである。

¹ 制度面の研究としては、汪知亭「日抛時代的台湾教育」（『台湾教育史』、台湾書店、1959年）、李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』（自費出版、1981年）、鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』（多賀出版、1993）などがある。政治面の研究としては、呉文星「日抛時期台湾総督府推广日語運動初探（上、下）」（『台湾風物』第37巻第1期、同巻第4期、1987年）、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）、陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』（三元社、2001年）などが代表的である。さらに、日本語教育の観点からの研究としては、蔡茂豊『中国人に対する日本語教育の史的研究』（自費出版、1977年）、近藤純子「戦前台湾における日本語教育」（『講座日本語と日本語教育』第15巻、明治書院、1991年）

などが重要なものとして挙げられる。

² 第一条に「台湾総督府直轄諸学校ハ国語学校及国語伝習所トシテ国語学校ニ附属学校ヲ附設ス」と規定している。(台湾教育会『台湾教育沿革誌』、1939年12月、p166)

³ 台湾総督府は植民地期台湾における南島民族(オーストロネシア系民族)である先住民を「蕃人」(のち高砂族)、漢民族である閩南人と客家人を「本島人」と呼称していた。本稿で取り扱う台湾人は、当時総人口数の8割ほどを占めた、漳州と泉州から移住してきた閩南人をその対象範囲とする。

⁴ 前掲『台湾教育沿革誌』、p166。

⁵ 日本統治期では、客家語が広東語、オーストロネシア諸語が蕃語と称されたのに対し、閩南語の系統に属する漳州語と泉州語は台湾語と称された。

⁶ 『日本国語大辞典』第二版(小学館、2001年11月)によると、非職とは「官吏が、身分・地位はそのまま、職務だけ免ぜられること」を指す。

⁷ 伊沢修二「国家教育社長伊沢君の台湾教育談」、(『広島新聞』、1895年5月25日)、『国家教育』第39号転載、1895年6月、p44。

⁸ 前掲『台湾教育沿革誌』、pp.6-7。

⁹ 同上、pp.6-9。

¹⁰ 同上、pp.13-17。

¹¹ 「国家教育社記事」、『国家教育』第41号、1895年8月、p48。

¹² 呉宏明「日本統治下台湾の日本人教員—台湾総督府講習員をめぐって—」、『日本教育史論叢：本山幸彦教授退官記念論文集』、思文閣出版、1988年3月、p239。

¹³ 謝明如『日治時期台湾総督府国語学校之研究(1896-1919)』、台湾師範大学修士論文、2007年6月、pp.15-16。

¹⁴ 伊沢修二君還暦祝賀会『楽石自伝教界周遊前記』、1912年5月、pp.229-238。

¹⁵ 芝山巖事件とは、伊沢の台湾留守中に、伊沢とともに日本語教育を始めた学務部員らが反日蜂起した台湾人に殺害された事件である。

¹⁶ 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、pp.227-228。

¹⁷ 鳥居兼文『芝山巖史』、芝山巖史刊行会、1932年12月、p117。

¹⁸ 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p215。

¹⁹ 台湾教育会『芝山巖誌』、1933年2月、pp.40-43。

²⁰ 加藤元右衛門「芝山巖懷旧録」、『台湾教育』第272号、1925年1月、p25。

²¹ 前掲『台湾教育沿革誌』、p541。

²² 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p239。

²³ 台湾総督府民政局学務部『訂正台湾十五音及字母表』、緒言、1896年11月。

- ²⁴ 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、pp.239-240。
- ²⁵ 同上、p240。
- ²⁶ 同上、pp.240-241。
- ²⁷ 前掲「日本統治下台湾の日本人教員—台湾総督府講習員をめぐって」、p244。
- ²⁸ 『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、1939年12月、p167）によると、14か所に設置される国語伝習所は「台北、淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中（位置彰化）、鹿港、苗栗、雲林、台南、嘉義、鳳山、恒春、澎湖島（位置媽宮城）」と記されている。
- ²⁹ 同上、pp.167-168。
- ³⁰ 同上、p171。
- ³¹ 前掲『楽石自伝教界周遊前記』、p277。
- ³² 同上、p240。
- ³³ 前掲『台湾教育沿革誌』、p182。
- ³⁴ 配属は『芝山巖誌』（台湾教育会、1933年2月、pp.44-47）より整理。経歴は吉野秀公『台湾教育史』（1927年10月、pp.65-68）より整理。
- ³⁵ 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出（1）—渡台の動機から郷里出発まで—」、『台湾教育』第366号、1933年1月、p57。
- ³⁶ 同上。
- ³⁷ 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出（3）—国語伝習所時代（其一）—」、『台湾教育』第369号、1933年4月、pp.74-75。
- ³⁸ 本田竹軒「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p21。
- ³⁹ 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出（2）—内地出発から芝山巖に到着まで—」、『台湾教育』第367号、1933年2月、p48。
- ⁴⁰ 鈴木金次郎「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p28。
- ⁴¹ 前掲「台湾教育の思ひ出（3）—国語伝習所時代（其一）—」、p75。
- ⁴² 伊沢修二「台湾教育に対する今昔の感」、『台湾教育会雑誌』第81号、1908年12月、p26。
- ⁴³ 新家鶴七郎「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p19。
- ⁴⁴ 前掲「台湾教育の思ひ出（3）—国語伝習所時代（其一）—」、p76。
- ⁴⁵ 加藤元右衛門「台湾教育の思ひ出（4）—国語伝習所時代（其二）—」、『台湾教育』第371号、1933年6月、p84。
- ⁴⁶ 加藤元右衛門「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p31。
- ⁴⁷ 前掲「台湾教育の思ひ出（4）—国語伝習所時代（其二）—」、p84。
- ⁴⁸ 同上、pp.84-85。
- ⁴⁹ 同上、p85。

- ⁵⁰ 前掲『台湾教育沿革誌』、pp.209-210。
- ⁵¹ 丸山侑儂「十年前の思ひ出」、『台湾教育会雑誌』第79号、1908年10月、p48。
- ⁵² 同上、p49。
- ⁵³ 町田則文「創業時代の台湾教育（承前）」、『教育時論』第645号。近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、龍溪書舎、2004年2月、p277。
- ⁵⁴ 「国語教授研究会」、『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第1号、1899年2月、pp.72-73。
- ⁵⁵ 吉野秀公『台湾教育史』、1927年10月、p156。
- ⁵⁶ 「台湾国語教授研究会決議録」、『教育時論』第528号、1899年12月。前掲『近代日本のアジア教育認識・資料編』第30巻所収、p139。
- ⁵⁷ 前掲「国語教授研究会」、p73。
- ⁵⁸ 同上。
- ⁵⁹ 同上。
- ⁶⁰ 同上、p76。
- ⁶¹ 同上、pp.76-77。
- ⁶² 前掲「台湾国語教授研究会決議録」、p140。
- ⁶³ 同上、pp.140-141。
- ⁶⁴ 前掲「国語教授研究会」、pp.74-78。「国語教授研究会（第二回）」、『台湾総督府国語学校校友会雑誌』第2号、1899年8月、pp.37-40。
- ⁶⁵ 前掲「台湾国語教授研究会決議録」、p141。
- ⁶⁶ 同上。
- ⁶⁷ 前掲「国語教授研究会」、pp.74-78。「国語教授研究会（第二回）」 pp.36-41。
- ⁶⁸ 同上「国語教授研究会」、p75-78。「国語教授研究会（第二回）」 pp.37-41。
- ⁶⁹ 同上「国語教授研究会（第二回）」 pp.37-42。
- ⁷⁰ 前掲「台湾国語教授研究会決議録」、p139。
- ⁷¹ 同上。
- ⁷² 前掲『台湾教育史』、p154。

(王秋陽：山口大学大学院東アジア研究科博士課程)